

第 44 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 4 年 3 月 11 日（金）

瀬戸内海漁業調整事務所

第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和4年3月11日（金）14時06分～15時18分

2. 場 所

神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室（神戸市中央区海岸通2-9）WEB会議

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

和歌山県	大川 恵三
大阪府	岡 修
兵庫県	田沼 政男
岡山県	淵本 重廣
広島県	濱松 照行
山口県	梅田 孝夫
徳島県	岡本 彰
香川県	嶋野 勝路
愛媛県	武田 晃一
福岡県	瀧口 克己
大分県	本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者	山口 敦子
学識経験者	副島 久実

4. 議題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）サワラに関する委員会指示について
- （3）その他
 - ① 令和4年度資源管理関係予算について
 - ② その他

5. 議事の内容

(14 時 06 分開会)

○岩本所長 それでは定刻を過ぎましたが、ただいまから第 44 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は事務局の瀬戸内海漁業調整事務所の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策のためウェブ会議形式で開催しております。また、互選委員である徳島県の岡本委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数 14 名のうち、定足数である過半数の 13 名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第 156 条で準用する同法第 145 条の規定に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

また、本日は東日本大震災から 11 年となります。震災発生時刻の午後 2 時 46 分には震災で犠牲となられた方々に追悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。時刻になりましたら事務局より一言おかけいたします。

それでは今井会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○今井会長 私は会長を拝命しております今井一郎と申します。委員会の開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げたいと思います。本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては第 44 回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は対面とウェブ会議方式の併用での開催を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑みて、ウェブ会議方式での開催となりました。

本日の委員会では、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示や、広域魚種でありますサワラの資源管理に関する委員会指示などにつきまして御協議いただきますほか、令和 4 年度資源管理関係予算について水産庁のほうから御説明をいただくことになっております。

ウェブ会議の方法で若干、御不便をおかけする面もございますけれども、委員の皆様

様方からはぜひ忌憚のない御意見、御質問などを承りたいと存じます。

本日は、以上のような内容になっておりますが、議長としまして、要点を絞った議事進行を心がける所存でございます。皆様方の御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

本日は水産庁の魚谷資源管理推進室長、国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所からは、水産資源研究センター底魚資源部の森部長をはじめ、多数の方々に御出席をいただいております。

それでは、本日御出席いただいております水産庁の魚谷資源管理推進室長から、委員会の開催に当たり一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○魚谷資源管理推進室長 皆様お疲れさまでございます。水産庁資源管理推進室長の魚谷と申します。よろしくお願いいたします。それでは第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応の最前線でその感染拡大防止、感染者の治療に取り組まれている医療関係者の皆様に感謝申し上げます。また、従前にも増して厳しい環境において、日々食料の供給、地域経済の維持・活性化に取り組んでおられる水産業の関係者の皆様に改めて御礼を申し上げます。

また、先ほど今井会長からも言及がございましたけれども、本日はクロマグロ遊漁に係る委員会指示の発出に関する議題が設けられております。瀬戸内海ではクロマグロよりもほかの魚種を対象とした遊漁が盛んに行われており、委員の皆様方におかれましては、各地で調整等に御尽力いただいているものと承知しておりますけれども、遊漁の適正な管理に向けた過渡期でもございますので、引き続き御理解と御協力をいただければ幸いと考えております。さて、「新たな資源管理」を推進するため、水産研究・教育機構では、TAC魚種、TAC拡大候補魚種について、MSYベース、あるいはこれに準ずるかたちでの資源評価結果の公表を進めていただいております。水産庁では、これを基に資源管理手法検討部会や、ステークホルダー会合での議論を進めてい

るところでございます。同時に水産庁では、各都道府県と連携いたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響もある中、ウェブ会議等も活用して、この「新たな資源管理」についての説明あるいは意見交換を行っております。その中では、直ちにMSYベースの資源評価ができない資源についても、違う方法で科学的な資源評価を行うとともに、そうした資源評価結果を基に、現在行っている資源管理計画を改正漁業法に基づく資源管理協定に移行していただくことについて説明をしているところでございます。こうした我が国周辺水域における資源管理を進めていく上で、海区漁業調整委員会、そして広域漁業調整委員会における調整機能や委員会指示は非常に重要な位置付けを有するものであり、これからもその機能が発揮されるよう、水産庁として必要な情報提供などを行っていくこととしているところでございます。

一方で近年、我が国周辺水域においては、サンマ、サケ、スルメイカ等の主要な資源の不漁だけでなく、昨年は北海道太平洋沿岸域では赤潮の発生があり、また沖縄県、鹿児島県等周辺には軽石が漂着し、さらに昨今のロシアのウクライナ侵攻の影響による燃油価格の高騰なども加わって、漁業関係者の皆様方は大変厳しい状況にあると認識しております。

水産業をめぐる環境は大きく変化していることから、水産庁といたしましては、こうした多くの課題に対応するため、令和3年度補正予算、あるいは令和4年度当初予算におきまして必要な予算措置を講じるとともに、今月改定を予定しております水産基本計画において、これらの課題を踏まえた内容とするよう検討を進めているところでございます。

今後とも関係者の皆様の御意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き御理解と御協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなること、さらに関係者の皆様の御健勝並

びに航海の安全を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

○今井会長 魚谷資源管理推進室長、どうもありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認を行います。事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

○岩本所長 本日使用する資料の御確認をさせていただきます。まず本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明させていただく資料について、資料１－１から１－４までが太平洋クロマグロ遊漁の委員会指示に関するもの、資料２－１から２－８がサワラの委員会指示に関するもの、またそれに関連する参考資料、資料３が令和４年度資源管理関係予算に関するもの、最後に参考資料をつづったものとなっております。

資料は以上となっておりますが、不足等がございましたら事務局のほうまでお申し付けください。

○今井会長 どうもありがとうございました。皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、次にウェブ会議方式での委員会の進行に当たっての注意事項につきまして、事務局のほうから御説明よろしくをお願いいたします。

○岩本所長 現在、御出席されている全ての委員につきましては、問題なく接続されている状況でございます。

ウェブ会議では同時に多数の発言がある場合、会議の進行が滞る可能性がありますので、会議中は原則全員マイクをオフとしてください。発言したい場合はチャット機能を活用するか、音声で「会長、〇〇です。発言よろしいですか」といったように、発言の意思を表明し、必ず会長の許可を得てから発言をお願いいたします。

また、やむを得ず会議中に離席する場合は、先ほどの手順で会長の許可を得てから離席し、戻り次第その旨を会長に報告するようにしてください。万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば会議の音声がかき消えなく

なったとか映像が見られなくなった、発言を求めるための発言をしても会長から反応がない、こういった事態が発生した場合には、速やかに事務局まで電話にてお知らせください。電話番号申し上げます。078-392-2284 となります。事務局からは以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録署名人の選出についてですが、本委員会事務規程第 12 条により、会長の私から御指名させていただきたいと思います。和歌山県の大川委員と大分県の本庄委員、以上のお二方に本日の委員会に関わる議事録署名人をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

傍聴会場にお越しいただいております報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えください。

それでは、議題の 1 の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、に入りたいと思います。クロマグロの遊漁については、昨年 3 月の委員会において発出した委員会指示に基づき、6 月から新たな規制を開始し、30 キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30 キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務付けたところでございます。しかし、開始当初から水産庁の当初の想定を大幅に上回るペースで大型魚の採捕報告がありまして、我が国全体のクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す懸念があることから、当委員会において 8 月に追加の委員会指示を発出し、委員会指示に基づく公示により、本年 5 月末日まで遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところでございます。引き続き、本年 6 月以降のクロマグロ遊漁に関する規制を検討する必要があるということでございますので、水産庁から御説明をよろしくお願いいたします。

○権藤課長補佐 水産庁管理調整課の権藤です。私のほうから議題 1 クロマグロの遊漁に関する委員会指示について御説明いたします。まず資料 1－1 瀬戸内海広域

漁業調整委員会指示第 40 号（案）の概要を御覧ください。1. のところに経緯を記載しておりまして、ただいま今井会長のほうからも御説明があったとおりでございます。これまでの経緯を踏まえまして、今般、現在出ております委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるクロマグロの採捕に係る委員会指示を発出するものでございます。

続きまして、2. 委員会指示 40 号（案）の概要に移ります。まず委員会指示の内容といたしましては、基本的に現行の委員会指示第 38 号と第 39 号を合わせたものを一つの委員会指示として継続するものです。ただし、昨年の反省すべき点としまして、委員会指示による管理が開始された直後の 6 月に、特定の海域で採捕が集中し、地域的、時期的な偏りが著しく生じてしまい、地域によってはクロマグロの採捕の時期を迎える前に全面的な採捕禁止となり、特定の地域の遊漁船業者や関連産業に負担を強いる結果となりました。今回の委員会指示案ではそのような不公平感をなるべく軽減し、負担を平準化するための工夫としていくつかの変更を行っています。資料 2 のアンダーラインを付した箇所が現行の指示からの変更点です。指示の内容のほうに移ります。まず（1）小型魚ですが、こちらにつきましては現行の委員会指示と全く同じで、採捕の禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流ということです。次に（2）大型魚ですが、まずアの保持尾数制限、いわゆる「バグリミット」と呼んでいますが、それにつきまして今回新たに指示に入れる案となっております。一人一日あたり 1 尾を超えて保持してはならない。保持した人が別の大型魚を採捕した場合は当該個体を直ちに海中に放流しなければならないこととしています。これは特に昨年 6 月など釣りの条件が良好なときに一人で複数尾を釣ってしまう例も散見されたことから、特定の人が釣り過ぎることを抑制し、極端な採捕数量の積み上がりを抑えることをねらいとしたものです。続いて（2）のイ、採捕重量等の報告については、現行の委員会指示と同様です。ただし昨年、遊漁船とそれ以外の区別ができたほうがよいという委員からの御指摘もあり、また遊漁船業者がまとめて報告した場合などに重複が生じ

る可能性もあることから、従来の報告事項に遊漁船の情報を追加することとし、委員会指示案及び資料 1－3 の事務取扱要領の報告様式に、遊漁船の名称、登録都道府県名を加えています。次に、ウと次のページのエは一体のものです。委員会会長が期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨公示し、期間中は採捕禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流という内容で、現行の昨年 8 月の委員会指示第 39 号と内容自体はほぼ同じですが、今回はこの採捕禁止期間を公示するタイミングと指定する期間について、あらかじめ運用の方針と基準を設けることとしています。先ほど触れたとおり、昨年は 6、7 月に特定の海域で採捕が急激に積み上がり、8 月の広域漁業調整委員会で大型魚の採捕を停止する根拠となる委員会指示を発出した時点で、国の留保のうち、遊漁による採捕見合いの数量の限界にほぼ達しており、管理期間の末まで全面的に遊漁による採捕を禁止せざるを得ませんでした。今回は、ウの※を付しております期間指定の考え方を御覧いただきたいのですが、時期を 6 月、7～8 月、9～10 月、11～12 月のように区切り、それぞれの時期ごとに 10 トンの目安を超える恐れがある場合に、その時期の末日までを期間として指定し、採捕を禁止する。さらに年内の採捕数量が時期別の目安の合計を下回った場合には、来年 1 月以降において大型魚を採捕できますが、今年 6 月からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがあるときには、本委員会指示案の期間が満了する来年 3 月 31 日までの採捕を禁止するというものです。なお、この 40 トンの根拠については、昨年大型魚の採捕を禁止したときと同様に、国の留保のうち、遊漁による採捕数量の限界として、現時点で想定されるものです。水産政策審議会、資源管理分科会において、令和 4 管理年度におけるクロマグロの国の留保は 100 トン程度とすることが決定されています。そのうち昨年と同様の考え方で、50 トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10 トン程度は調査船や実習船による漁獲への見合い分で確保しておく必要があるため、その差し引きが 40 トンとなります。当然ながら、これは遊漁の枠というものではなく、国として T A C 制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来

さないよう、この水準以下に抑える必要があるという意味であると同時に、クロマグロの資源管理全体の状況によって変動することもあり得るものです。あくまでも現時点において想定される目安としてお示ししているものです。本日の委員会では、この目安を前提とした採捕禁止期間指定の運用方針を決めておくというものです。このような運用を念頭に置いて、委員会指示案の書きぶりに1点だけ修正を加えています。このように時期を区切って採捕を禁止する際の発動要件は、遊漁者の間で著しい不公平が生じる恐れがあるときであり、現行の委員会指示でいう「漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるとき」には必ずしも該当しないことから、ウの下線を引いております禁止を公示するときの要件の部分において、「又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるとき」を加えることとしています。次のページに移っていただきまして、資料1-1の2ページ(3)指示の有効期間ですが、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとしています。現行の委員会指示第38号については、令和3年3月の広域漁業調整委員会で審議されましたが、全く新しい取組であったこともあり、十分な周知期間が必要ということで、6月1日からスタートして1年間を有効期間とし、5月末までとしておりました。その後発出されました第39号についても、38号と終期を合わせることにしましたが、TAC管理における国の留保の中で採捕数量を管理する関係から、本件委員会指示の期間についても、沿岸漁業の管理年度である4月から3月に合わせることが望ましいため、今回満了期日を令和5年3月31日としています。資料1-1の説明につきましては以上です。

続きまして資料1-2、委員会指示40号(案)を御覧ください。ただいま説明した内容が反映された委員会指示案になります。読みやすくするために現行の委員会指示から変更のある箇所を赤字にして傍線を引いています。実際に発出する際にはこれらのものにつきましては外したもので委員会指示を発出いたします。まず1の定義ですが、現行の第38号から変更ありません。2の小型魚の採捕の制限につきましても現行

の第 38 号から変更はありません。3 の大型魚の採捕の制限については（１）保持尾数の制限。先ほど御説明しましたバググリミットと呼ばれる一人一日あたり 1 尾を超えて保持してはならないというもので、この委員会指示の中身につきまして、まず遊漁者は瀬戸内海において採捕したクロマグロ（大型魚）を一人一日あたり 1 尾を超えて保持してはならない、クロマグロ（大型魚）を保持した者が別のクロマグロ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならないとしています。ここで別個体という定義をおくなど、多少ややこしい表現になっておりますのは、1 尾をまず保持しまして、その状態で 2 尾目以降が釣れたときに、確実にその 2 尾目をリリースしなければならないということで、1 尾を一旦キープしまして、その後もっと大きいのが釣れたから今あるものはまた海中に戻してその次のものを保持すると、それはできないような規定にしております。続きまして（２）のほうに移ります。（２）につきましては、報告義務に関する部分ですが、先ほど御説明しましたとおり、報告事項のオとして、遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名を追加しております。それ以外について変更はありません。（３）と（４）は採捕禁止期間の公示、期間中の採捕禁止等で、現行の 39 号と同じ内容ですが、先ほど御説明しましたとおり、禁止期間を公示するときの部分について、「又は遊漁者による資源管理の取組」を加えています。４の有効期間につきましても、先ほど御説明したとおり、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとしています。５のその他ですが、現行 38 号と同じ内容で、報告方法等について別に定める事務取扱要領の根拠となっているものです。資料 1－2 の説明は以上です。

続きまして資料 1－3 を御覧ください。こちらが事務取扱要領（案）です。採捕実績の報告方法や、留意事項、様式等を定めるものですが、3 枚目に実際の採捕実績の報告の様式を付けておりまして、先ほど御説明しましたように、この表になっている部分の上から 5 行目のところに遊漁船の名称、登録都道府県名を追加しております。また、その下に遊漁船の説明といたしましては、遊漁船業者が乗客を漁場に案内する

ものを利用した場合に記載ということで追記しております。1－3の説明は以上です。

最後に資料1－4、違反者への対応方針（案）を御覧ください。現行、昨年8月の委員会の際に対応方針を定めまして、今回は、この40号に基づく違反者への対応方針（案）ということで、現行の方針につきまして、不必要な違反行為ごとの場合分けの表、実際の対応が同じ内容なので場合分けなどしていたのですが、そういうところを整理して、読みやすく簡潔に整理したものということで、内容といたしましては、現行指示についてのものから変更はありません。まず1．として、水産庁が疑義情報に接した場合の調査、指導、会長への報告。2．として、報告を受けた会長による指導文書の発出、委員会への報告。3．として、違反が繰り返される場合の農林水産大臣の裏付命令の申請。その際の手続は会長又は職務代理の一任といたしまして、後日、委員会に報告することを定めているという内容でございます。

資料の説明につきましては以上です。

○今井会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。御意見、御質問、何でも結構でございます。よろしいでしょうか。

私のほうから一つ。資料の1－1につきまして、御教示いただきたいことがございます。時期につきまして、令和4年6月の10トン、7～8月の10トン、9～10月の10トン、11～12月の10トンということで、期間を区切りながら採捕の量を割当てているように思えます。去年の様に早期に採捕が進んでしまい、予期しない早い時期に禁漁となってしまうような、そういうかたちじゃない様に配慮されていると思いました。一つ、自然な感じで疑問点が出てきたのは、1月から3月については最初から割当てなしで、最初から採捕禁止といったことで進むと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○権藤課長補佐 御質問ありがとうございます。実際にそれぞれ10トンずつということで、どこかの時期で10トンに満たない期間があった場合に、その残りを1月以

降ということで、仮に 6 月で 1 トン残ったからといって、その次の 7～8 月に回すのではなくて、6 月から 12 月の期間のどこかで、それぞれ区切っている中の余りといえますか、そこに満たなかったものがありましたら 1 月以降に採捕ということで、今、考えております。実際に細かく、何月にどのぐらいどこで採捕されるかという情報はないんですが、まず 12 月までこのように割り振るかたちで、そこまでに仮に余りがあれば 1 月以降採捕できるということで今考えております。

○今井会長 どうもありがとうございました。よく分かりました。

ほかにどなたかございませんでしょうか。御質問、御意見等ありましたら、何でもよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。ないようでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようございましたら、本委員会として原案のとおり、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 40 号を本日付けで発出するとともに、遊漁者などによるクロマグロの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付けで制定することとします。今後の事務手続上、文言の訂正などがあつた場合には、私のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。なお反対の御意見がある方は意思を表明してくださるよう、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特段御異議はないようでございますので、太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示について原案のとおり決議いたしたいと思います。それでは、事務局のほうで事務手続等、官報への掲載をよろしく願いいたします。

それでは、議題 2 ですけれどもサワラに関する委員会指示について、でございます。議題 2 につきましては、①令和 3 年度サワラ広域資源管理の実施状況について、②サワラ瀬戸内海系群の資源状況について、③令和 4 年度サワラ広域漁業管理の取組及び委員会指示、④今後のサワラ資源管理の検討体制という順番で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最初の令和３年度サワラ広域資源管理の実施状況につきまして、水産庁のほうから御説明よろしくをお願いいたします。

○松本資源管理推進官 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理推進官の松本です。どうぞよろしくをお願いいたします。

令和３年度サワラ広域資源管理の実施状況について御説明いたします。資料２－１瀬戸内海の図を御覧いただければと思います。サワラ広域資源管理の取組として、１１府県で取り組んでいる漁獲管理措置を地図に示したものでございます。内容といたしましては、サワラについて約７割の漁獲を行っておりますサワラ流し網。これに関しまして網目１０．６センチ以上ということで、瀬戸内海全域で取り組んでございます。それと水道部西と東におきまして休漁期間を設けまして、その休漁に取り組んでいるところでございます。また流し網以外の釣り、ひき縄におきまして、サワラ目的の操業を禁止するという取組を行っているところでございます。

令和３年度サワラ広域資源管理の実施状況の説明に関しましては以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

これから最初に申し上げました東北の震災に関わる黙禱の時間についてお願いいたします。

○岩本所長 ２時４６分から東日本大震災における犠牲者の方々に哀悼の意をささげ、１分間の黙禱を行います。それでは黙禱をささげたいと思います。黙禱。

(黙禱)

○岩本所長 お直りください。それでは議事の続きをお願いします。

○今井会長 それでは、先ほどの御説明につきましての質疑応答でございます。御質問、御意見等がありましたら承りますので、よろしくをお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは特段ございませんようですので、次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況に

つきまして、水産研究・教育機構より御説明をよろしくお願いいたします。

○片町主任研究員 水産研究・教育機構の片町です。

令和3年度のサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果について説明いたします。スライドを一つ進めてください。生物学的特性としてありますけれども、左の図にありますように、瀬戸内海のサワラを対象として資源の評価を行っております。春に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳以上を漁獲する春漁と、それから秋に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳以上を漁獲する漁業が行われています。右上四角の中に囲われている生物学的特性については御覧のとおりです。次お願いします。漁獲の動向①ということで、横軸に年、縦軸に灘ごとの漁獲量を積み上げたものをお示ししております。1980年代の半ばに漁獲量のピークがありまして、1998年にかけて急激に減少した後、その後は回復傾向にあります。2020年の漁獲量は2,746トンでありまして、2019年の2,398トンよりも増加しております。流し網漁業の割合が最も高く、続いてひき縄、はえ縄によって漁獲されております。それから2020年には8.4万尾の人工稚魚が放流されておりました、放流魚の混入率が0.4%、添加効率は放流してからの資源加入までの生き残りですが、0.09ということで9%前後と推定されております。なお、人工種苗の放流については2020年で終了しておりました、2021年以降は行われておりません。次お願いします。漁獲の動向②ということで、左上から説明いたしますけれども、流し網それからひき縄、はえ縄で色別にして、操業隻日数の推移を表しております。流し網の操業隻日数は2016年以降、減少傾向にあります。ひき縄、はえ縄も操業隻日数は変動ありますが、2007年から減少傾向にあります。それから右上です。操業隻日数当たりの尾数ということで、資源量指標値として用いているC P U Eをそれぞれの漁法別で表しております。流し網のC P U Eは2007年以降上昇傾向にありまして、2019年以降、著しく上昇しております。それからひき縄とはえ縄のC P U Eは、流し網ほど大きな変動はありませんけれども、2007年以降上昇傾向にあります。次お願いします。資源評価の流れと書いておりますけれども、方法としては、2020年までの年

別年齢別漁獲尾数を集積して、チューニングVPAという方法で漁獲による死亡、それから自然に死亡するものを考慮したVPAという方法に加えて、先ほどお示したCPU Eの変動で補正するという方法で資源量の推定を行っております。2020年までの年別年齢別の資源尾数、それから年別年齢別の漁獲の強度であるF、それから年別の資源量というものを推定します。それから2021年以降については前進計算を行っておりまして、2021年以降の年別年齢別の資源尾数と年別の資源量を推定して、2022年のABC、それから漁獲量の推定を行います。次お願いします。資源動向の①ということで、先ほど示した動向から推定された資源量の推移です。漁獲量と同じような推移をしておりますけれども、1987年から資源評価を行って、1998年に最も少ない資源量となった後、回復傾向にあります。2020年の資源量は10,020トンでありました。それから資源水準の指標ですけれども、この系群は資源量が最も多かった1987年と1998年の間を3等分して、高位、中位、低位という評価を行っておりまして、2020年の資源量の10,020トンはその評価から中位と、高位に近い中位というふうに評価しております。それから資源動向は直近5年間の資源量の推移から増加傾向にあるというふうに評価しております。それから赤色で示している漁獲割合は漁獲量／資源量ですけれども、1987年以降、緩やかに減少傾向にありまして、2020年は30%近いところだと思いますけれども、過去に比べると漁獲割合は下がってきているということになります。次お願いします。それから資源量と同時に推定された親魚量です。漁獲される親の量ですけれども、これも資源量と同じように推移しておりまして、1999年以降、増加傾向にあります。それから赤色で示している再生産成功率、1キロ当たりの親から加入する天然の加入尾数の推移ですけれども、これは0.14尾／キログラムから0.94尾／キログラムとの間で大きく変動しておりますが、特段上昇傾向にあるとか低下傾向にあるという傾向ではありません。2020年は0.27尾／キログラムということで推定されております。次お願いします。資源評価のまとめですけれども、資源水準は中位、動向は増加傾向にあります。チューニングVPAによる資源量に基づいて資

源状態を判断しております。2022 年の A B C ですけども、現状の 2020 年の漁獲圧は F current というのを管理基準として 2022 年の A B C Limit は 3,252 トン。漁獲割合は 25% で、現状の F 値からの増減はプラスマイナスゼロになります。それから A B C Target は不確実性を考慮して 0.8 を漁獲圧にかけて推定するわけですけども、2,758 トンで漁獲割合は 22% で、現状の F 値からの増減は、今申し上げましたように、現状の F に 0.8 をかけるということでマイナス 20% として評価しております。

本系群の資源評価概要について以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは特段ございませんようでありますので、次に令和 4 年度サワラ広域資源管理の取組及び委員会指示につきましては、水産庁のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○松本資源管理推進官 それでは、令和 4 年度サワラ広域資源管理の取組及び委員会指示について御説明したいと思います。

まずは令和 4 年度のサワラ資源管理措置案についてです。資料 2－3 になります。この件につきましては、昨年 12 月に開催いたしました第 43 回のこの委員会において口頭説明をさせていただき、以降、さわら検討会議、サワラ瀬戸内海系群漁業者協議会にて検討を行い、了解を得たものとなっております。内容についてですが、サワラの資源管理につきましては、「さわら検討会議」として取りまとめ、「サワラ瀬戸内海系群漁業者協議会」に示して了解を得て、「瀬戸内海広域漁業調整委員会」に報告しているものであり、「サワラの資源量を 5,900 トン以上に維持する」という資源管理の目標に沿って、今後の資源管理について検討を進めていくというふうになっております。令和 3 年度の資源評価では、令和 2 年度の資源量について目標の 5,900 トンを上回ることが示されています。一方、再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続く

と資源量が急激に減少する可能性も示唆されております。このため、令和４年度の資源管理につきましては、資源量を５,９００トン以上に維持することを資源管理の目標とし、令和３年度と同様の資源管理措置を続けることが適切と考えているところです。資源管理措置の案につきましては、次のページの資料２－４に記載しております。１．に漁獲管理、２．にその他の資源管理措置についてです。次のページの資料２－５に漁獲管理措置案を図に示しております。資料２－４、資料２－５については、表記は従前と変更はありません。そして、次のページにあります資料２－６、２－７につきましては、ただいまお話をさせていただいた漁獲管理措置の取組につきまして、その取組の担保措置として、来年度においても瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の発出を行うことについての内容となっております。資料２－６が瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の概略で、資料２－７が取組の担保措置を講じる広調委指示本体の案となっております。主な内容につきましては資料２－７の指示本体案の４ページに記載しておりますが、サワラを目的とした流し網漁業の網目の制限と、海域ごとの操業制限について今年度と同じ内容で記載しております。また、播磨灘のはなつぎ網漁業とさわら船びき網漁業の休漁につきましては、本年同様、火曜日、土曜日、その他委員会会長が定めた日としており、これまでと同様に別途、委員会会長が休漁日を定めて、関係者に対して文書による通知を行うこととしております。

令和４年度のサワラ広域資源管理の取組案とサワラ広域資源管理に係る委員会指示案についての説明は以上となります。後ほど御審議をお願いしたいと思います。

続きまして、瀬戸内海と隣接する紀伊水道の外海と宇和海での公的担保措置について御説明いたします。紀伊水道外域と宇和海における取組の公的担保措置につきましては、本委員会において令和４年度サワラ広域資源管理の取組案が了承された場合には、それぞれの海域で瀬戸内海に準じた規制措置が実施されるよう、昨年に引き続き、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会及び愛媛海区漁業調整委員会に対して、サワラ広域資源管理の取組に係る協力依頼をしたいと思っております。なお、宇和海における取組

につきましては、3月14日に開催される愛媛海区漁業調整委員会において、今年度と同様の委員会指示を発出する方向で審議が行われる予定であるとの報告を受けております。

御説明については以上となります。サワラ広域資源管理に係る委員会指示案についての御審議よろしく申し上げます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

来年度のサワラの資源管理措置につきましては、引き続き本年度と同様の漁業管理を実施していくこととしまして、公的担保として漁獲管理措置と同一内容の本委員会指示を設定いたしたいということになります。

それでは、来年度の取組案とこれに関わる委員会指示案につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段御質問、御意見等ございませんようでありますので、本委員会として、令和4年度サワラ広域資源管理の取組案について了承し、原案のとおり瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第41号を本日付けで発出することといたします。今後、事務手続上、文言の訂正などがあった場合には私のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。なお、反対の御意思があります方はその意思を表明してくださいよう、よろしくお願いいたします。

それでは、特段御異議などはございませんようですので、サワラ広域資源管理の取組につきまして了承し、これに関わる委員会指示について原案のとおり決議いたします。事務局のほうで事務手続と官報への掲載などをよろしくお願いいたします。

それでは、最後に今後のサワラ資源管理の検討体制につきまして、水産庁のほうから御説明をお願いいたします。

○松本資源管理推進官 それでは、資料2－8を用いまして、今後のサワラ資源管理の検討体制について御説明させていただきます。これからの動きと関係部局の行

政研究担当者で行ってきている「さわら検討会議」についての考え方をまとめました。

まず1. ですが、サワラ瀬戸内海系群のMSYベースに基づく資源管理に向けた検討の進め方として、資源評価結果の出る時期、令和4年度第3四半期は目標管理基準値案等が示される予定ということを記載しております。その後に、まずは、数量管理の導入に向けた議論のプロセス、漁業者等の意見を聴いて必要な意見交換を行い、専門家や漁業者の参加した論点整理を行う水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会、そして関係者の説明、意見交換を行う資源管理方針に関する検討会であるステークホルダー会合が開催され、管理目標と漁獲シナリオの検討などの具体的な資源管理についての検討が進められることを記載しております。一部の魚種では公表済みですので、参考1から参考3までにリンク先を記載いたしました。続きまして、2. の瀬戸内海関係府県での検討、情報共有等についてですが、まずは、(1) についてですが、これまで「さわら検討会議」で自主的管理措置の検討、実施を行ってきております。そして、(2) についてですが、新たな資源管理においても、自主的資源管理措置に取り組むことが重要であるため、令和5年度末までに現行の資源管理計画から新漁業法に基づく資源管理協定に移行を完了させる必要がございます。(3) についてですが、関係府県による数量管理の導入や自主的資源管理措置のあり方についての検討、意見交換、情報共有が必要と考えられることから、「さわら検討会議」の開催方法、議事内容等について関係各府県の意見を伺いながら検討しているところでございます。

資料2-8の御説明は以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特段御質問、御意見等ございませんようでありますので、次に進めさせていただきますと思います。

それでは、議題3、①令和4年度資源管理関係予算について、に入りたいと思いま

す。水産庁のほうより御説明お願いいたします。

○魚谷資源管理推進室長 水産庁資源管理推進室長の魚谷でございます。令和4年度の資源管理関係予算について、ということで御説明させていただきます。資料3を御覧いただければと思います。こちら、令和4年度の資源管理関係の予算について、前回、昨年12月の広調委では概算要求額、要は政府内部で財政当局に対して折衝を行っている数字ですということで御紹介いたしましたけれども、今回、御説明するのは、政府としての概算決定を経て、現在、まさに国会の承認を得るべく、審議の対象となっている予算案の数字ということでございます。こちらの資料1ページから7ページまでは、水産庁の予算全体について主要事項を取り上げて、事業の概要と予算額をお示ししたものでございます。8ページ以降が資源管理関係の主なものについて、より詳細な事業の内容、予算の内容について御説明をする資料ということになっております。それでは、まず1ページ目でございますけれども、水産関係の予算の中で資源管理に関するものについては、一つ目の大きな柱、1ページにございます「漁業経営安定対策の着実な実施と新たな資源管理システムの推進」という項目の中に含まれるものということでございます。こちらは大きく二つに分かれまして、一つ目が①と書いてございます「漁業経営安定対策の着実な実施」というもの。二つ目が②、ページの中ほどにあります「資源調査・評価の充実等」ということでございます。まず、一つ目の「漁業経営安定対策の着実な実施」というところでございますが、こちら、皆さん十分御承知かと思えますけれども、自主的な資源管理に取り組む漁業者の漁獲変動に伴う減収を補填する漁業収入安定対策（積立ぷらす）を実施ということで、令和4年度当初予算としては202億円を計上しているところでございます。②のほうに移りまして、「資源調査・評価の充実等」というところでは、まず、一つ目の○のところ、資源評価対象魚種を200種程度まで拡大して評価を推進する、あるいはその高度化を図るといったところ、あと近年の不漁要因の解明を進めるための調査船調査、あるいは漁業者の協力による漁船活用型調査を実施して、調査・評価体制を確立するという

ところ。これは約 75 億円計上となっております。二つ目の○として、この資源評価のベースとなります漁獲データ、水揚げのデータ等、効率的に収集する体制の整備、あるいは水産流通適正化法の実施に係る情報伝達の電子化を推進するという事で、こちらスマート水産業関係の予算ということになります、約 4.9 億円を計上しているということでございます。後ろのほう、8 ページ以降、細かい事業内容、詳細な事業内容等も含めたかたちでの資料となっております、まず、8 ページ目が漁業収入安定対策事業の仕組み、概要。あと 9 ページ目は水産資源調査・評価推進事業、10 ページ目はスマート水産業推進事業ということで、こちら主要事項のほうにも書かれているものでございます。11 ページ、12 ページは主要事項のほうでは挙がっていないものですが、資源管理関係の予算ということで、11 ページ、新たな資源管理システム構築促進事業ということで、こちらは資源管理を実施していくための各種の技術開発の支援ですとか、あるいは I Q の導入に向けた取組、そういったものの支援、資源管理計画から資源管理協定への移行を進める、あるいは現行の資源管理計画の履行を確認、評価・検証の実施に必要な経費の支援といったところを内容とする事業ということでございます。12 ページについては、さけ・ます等栽培対象資源対策事業ということで、こちら種苗放流等に係るものについて、こちら資源管理に関連する予算ということで、資料を掲載させていただいているところでございます。

雑駁な説明となりましたけども、私からは以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特段ございませんようですので、続きまして、議題 3 ②その他ですが、事務局では特になんということもございます。せっかくの機会でありますので、委員の皆様から何か情報提供、そのほかありましたら、マイクをオンにして御発言、情報提供などいただければありがたく存じます。よろしいでしょうか。

特段情報提供あるいはその他についての御発言ございませんようでありますので、最後に確認をしたいと思います。それぞれの議事におきまして、諮った議事の内容について発言したい事項があったにも関わらず、それを伝えることができなかったといったような委員はいらっしゃいませんか。ございましたか。

それでは、ありがとうございます。特段そういったことはなかったということと理解させていただきます。

どうもありがとうございます。それでは、全ての議事について御了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、最後に次回の委員会の開催予定について、事務局のほうから御説明をよろしく願いいたします。

○岩本所長 事務局でございます。例年どおり今年 11 月頃に次回の委員会を開催したいと考えてございます。日時、場所等につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえ、会長ほか委員の皆様の御都合もお聞きしながら調整の上、追って御連絡いたしたいと考えておりますが、次回こそ対面での会議が開催できるよう検討いたしますので、よろしく願いいたしたいと思います。なお、大臣選任委員の方々の任期は 2022 年 3 月 12 日までとなつてございますので、次回委員会開催まで会長不在となることから、会長職務代理者による委員会の招集となりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。次回の委員会は例年どおり 11 月頃に予定されているとのことでございます。なお、大臣選任委員の皆様の任期は本年 2022 年 3 月 12 日までとなっております。今日の会議は任期中の最後の委員会となりました。大臣選任委員の皆様におかれましては、これまで 4 年間にわたり、会議の円滑な運営に御協力いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

委員各位、御出席の皆様におかれましては、本日の議事進行への御協力及び貴重な

御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。なお、議事録署名人に指名させていただきました和歌山県の大川委員と大分県の本庄委員のお二方には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御対応のほう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第 44 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(15 時 18 分閉会)